

訓 令 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会事務局 組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則</p>	<p>教育委員会事務局及び奈良県立教育研究所における組織及び事務分掌の変更に伴い、所要の改正を行うもの。</p>	<p>1 高校の特色づくり推進課及び学ぶ力はぐくみ課の事務分掌の変更 (第4条関係)</p> <p>2 施行期日 令和5年4月1日から施行する。</p>

議 決 事 項 第 2 号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十二号）の一部を次のとおり改正する。

第四条高校の特色づくり推進課の項第二号及び第三号中「県立」の次に「中学校及び」を加え、同項第十二号中「（前期）」を「（奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）第三条に規定する次世代型教職員支援センターの所掌に属するものを除く。）」に改める。

第四条高校の特色づくり推進課の項第十三号を第十五号とし、同号中「県立」の次に「中学校及び」を加える。

第四条高校の特色づくり推進課の項第十二号の次に次の二号を加える。

十三 県立中学校の設置及び廃止に関すること。

十四 県立中学校の教育活動及び廃止に関すること。

第四条学ぶ力はぐくみ課の項第二号及び第三号中「県立中学校及び」を削る。

第四条学ぶ力はぐくみ課の項第五号及び第六号を削り、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条学ぶ力はぐくみ課の項第十一号を第九号とし、同号中「県立中学校及び」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(事務分掌) 第四条 略 高校の特色づくり推進課 一 略 二 県立中学校及び高等学校における対話的な学びの実現に関すること。 三 県立中学校及び高等学校におけるキャリア教育及び実学教育に関すること。 四 十一 略 十二 奈良県次世代教員養成塾（奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）第三条に規定する次世代型教職員支援センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。 十三 県立中学校の設置及び廃止に関すること。 十四 県立中学校の教育活動における管理及び運営に関すること。 十五 その他県立中学校及び高等学校における教育に関すること。 学ぶ力はぐくみ課 一 略 二 市町村立義務教育諸学校における対話的な学びの実現に関すること。 三 市町村立義務教育諸学校におけるキャリア教育及び職場体験学習に関すること。 四 略 (削る) (削る) 五 八 略</p>	<p>(事務分掌) 第四条 略 高校の特色づくり推進課 一 略 二 県立高等学校における対話的な学びの実現に関すること。 三 県立高等学校におけるキャリア教育及び実学教育に関すること。 四 十一 略 十二 奈良県次世代教員養成塾（前期）に関すること。 十三 その他県立高等学校における教育に関すること。 学ぶ力はぐくみ課 一 略 二 県立中学校及び市町村立義務教育諸学校における対話的な学びの実現に関すること。 三 県立中学校及び市町村立義務教育諸学校におけるキャリア教育及び職場体験学習に関すること。 四 略 五 県立中学校の設置及び廃止に関すること。 六 県立中学校の教育活動における管理及び運営に関すること。 七 十 略</p>

改 正 案

九 其他市町村立義務教育諸学校における教育に関すること。

現 行

十一 其他県立中学校及び市町村立義務教育諸学校における教育に関すること。